

君津市国保診療所に関する条例新旧対照表

改正案	現 行
<p>(業務)</p> <p>第4条 診療所は、次の業務を行うものとする。 _____</p> <p>_____</p> <p>(1) ～(3) 省略</p> <p>(4) 介護保険法（平成9年法律第123号）第8条第1項に規定する居宅サービス及び同法第8条の2第1項に規定する介護予防サービス（国保笹診療所を除く。）</p> <p>(居宅サービス及び介護予防サービス)</p> <p>第6条 国保小櫃診療所及び国保松丘診療所は、 _____</p> <p>_____次に掲げる居宅サービス及び介護予防サービスを行うものとする。</p> <p>(1) ～(2) 省略</p> <p>(3) <u>介護予防訪問看護</u></p> <p>(4) <u>介護予防居宅療養管理指導</u></p>	<p>(業務)</p> <p>第4条 診療所は、次の業務を行うものとする。<u>ただし、第4号に掲げる業務については、国保小櫃診療所に限る。</u></p> <p>(1) ～(3) 省略</p> <p>(4) 介護保険法（平成9年法律第123号）第8条第1項に規定する居宅サービス _____</p> <p>_____</p> <p>(居宅サービス _____)</p> <p>第6条 国保小櫃診療所 _____ は、介護保険法に規定する要介護認定又は要支援認定を受けた者に対し、次に掲げる居宅サービス _____ を行うものとする。</p> <p>(1) ～(2) 省略</p> <p>_____</p> <p>(使用料等)</p> <p>第7条 <u>第5条の診療及び前条の居宅サービスに係る使用料等の額は、別表に定めるもののほか、診療報酬の算定方法（平成20年厚生労働省告示第59号）、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号）その他法令等によりその額が定められるもの（以下「算定基準」という。）によって算出した額とする。ただし、別表及び算定基準によることができない使用料等については、別に定める。</u></p> <p>2 <u>前項の規定により使用料等（別表に定めるものを除く。）を算定する場合において、消費税法（昭和63年法律第108号）第6条第1</u></p>

(指定管理者による管理)

第7条 市長は、診療所の設置の目的を効果的に達成するため、法第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であって、市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に診療所の管理運営を行わせるものとする。

(指定管理者が行う業務の範囲)

第8条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 診療所の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）に関する業務
- (2) 診療所の管理運営に関する業務
- (3) 診療所の施設及び附属設備の維持管理に関する業務
- (4) 省略
- (5) 前各号に掲げるもののほか、診療所の管理運営に関し必要な業務

(指定管理者が行う管理の基準)

第9条 指定管理者は、君津市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年君津市条例第12号）、この条例、この条例に基づく規則、診療所の管理運営に関し本市と

項の規定により消費税を課されないこととなる診療以外の診療に係る使用料等の額は、前項の規定により算定した額に100分の110を乗じて得た額とする。この場合において、10円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

(使用料等の減免)

第8条 市長は、特別な理由があると認めるときは、使用料等を減免することができる。

(指定管理者による管理)

第9条 市長は、診療所の設置の目的を効果的に達成するため、法第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であって、市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に、国保小櫃診療所の管理運営を行わせるものとする。

(指定管理者が行う業務の範囲)

第10条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 国保小櫃診療所の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）に関する業務
- (2) 国保小櫃診療所の管理運営に関する業務
- (3) 国保小櫃診療所の施設及び附属設備の維持管理に関する業務
- (4) 省略
- (5) 前各号に掲げるもののほか、国保小櫃診療所の管理運営に関し必要な業務

(指定管理者が行う管理の基準)

第11条 指定管理者は、君津市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年君津市条例第12号）、この条例、この条例に基づく規則、国保小櫃診療所の管理運営に関し本市と

締結した協定その他市長が定めるところにより、診療所の管理を行わなければならない。

(利用料金)

第10条 利用料金の額は、別表に定めるもののほか、診療報酬の算定方法(平成20年厚生労働省告示第59号)、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成11年厚生省令第37号)その他法令等によりその額が定められるもの(以下「算定基準」という。)により算定した額とする。ただし、算定基準により算定し難いものについては、同表に定める額を上限として指定管理者が市長の承認を得て定める額とする。

2 省略

(利用料金の減免)

第11条 省略

(業務日及び業務時間)

第12条 診療所の業務日及び業務時間は、次の表のとおりとする。
ただし、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下「祝日法による休日」という。)及び12月29日から翌年の1月3日までの日(祝日法による休日を除く。)は、業務日としない。

診療所	業務日	業務時間
国保小櫃診療所	月曜日	午前8時30分から正
	火曜日	午まで
	金曜日	午後1時から午後5時
		まで
	水曜日	午前8時30分から正
		午まで

締結した協定その他市長が定めるところにより、国保小櫃診療所の管理を行わなければならない。

(利用料金)

第12条 利用料金の額は、別表に定めるもののほか、算定基準
により算定した額とする。ただし、算定基準により算定し難いものについては、同表に定める額を上限として指定管理者が市長の承認を得て定める額とする。

2 省略

(利用料金の減免)

第13条 省略

(業務日及び業務時間)

第14条 診療所の業務日は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるところによる。ただし、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下「祝日法による休日」という。)及び12月29日から翌年の1月3日までの日(祝日法による休日を除く。)は、業務日としない。

- (1) 国保小櫃診療所 月曜日から金曜日まで
- (2) 国保松丘診療所 月曜日から土曜日まで(第2土曜日を除く。)
- (3) 国保笹診療所 水曜日

2 診療所の業務時間は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

- (1) 国保小櫃診療所 次のアからウまでの区分に応じ、当該アからウまでに定めるところによる。

		午後 1 時から午後 7 時 30 分まで
	木曜日	午前 8 時 30 分から午後 2 時まで
国保松丘診療所	月曜日	午前 8 時 30 分から正 午まで
	火曜日	午後 1 時から午後 5 時 まで
	金曜日	午後 2 時から午後 7 時 30 分まで
	水曜日	午前 8 時 30 分から午後 2 時まで
	木曜日	午前 8 時 30 分から正 午まで
	水曜日	午前 8 時 30 分から正 午まで
国保笹診療所	水曜日	午前 8 時 30 分から正 午まで

2 前項の規定にかかわらず、指定管理者は、必要があると認められるときは、市長の承認を得て業務日及び業務時間を変更することができる。ただし、急患その他やむを得ない理由があるとき、市長の承認を得ることを要しない。

(損害賠償)

第 13 条 患者その付添人又は来訪者が診療所の設備その他の物件を破損したときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があるとき、この限りで

ア 月曜日、火曜日及び金曜日 午前 8 時 30 分から午後 5 時まで（正午から午後 1 時までを除く。）

イ 水曜日 午前 8 時 30 分から午後 7 時 30 分まで（正午から午後 1 時までを除く。）

ウ 木曜日 午前 8 時 30 分から午後 2 時まで

(2) 国保松丘診療所 次のアからエまでの区分に応じ、当該アからエまでに定めるところによる。

ア 月曜日及び金曜日 午前 8 時 30 分から午後 5 時まで（正午から午後 1 時までを除く。）

イ 火曜日 午前 8 時 30 分から午後 7 時まで（正午から午後 1 時まで及び午後 5 時から午後 6 時までを除く。）

ウ 水曜日 午後 1 時から午後 5 時まで

エ 木曜日及び土曜日 午前 8 時 30 分から正午まで

(3) 国保笹診療所 午前 8 時 30 分から正午まで

3 前 2 項の規定にかかわらず、市長は、必要があると認められるときは、業務日及び業務時間を変更することができる。

4 第 1 項及び第 2 項の規定にかかわらず、指定管理者は、必要があると認められるときは、市長の承認を得て業務日及び業務時間を変更することができる。ただし、急患その他やむを得ない理由があるとき、市長の承認を得ることを要しない。

(職員)

第 15 条 診療所に診療所長及びその他必要な職員を置くことができる。

(弁償)

第 16 条 市長は、患者その付添人又は来訪者が診療所の設備その他の物件を破損したときは、これを弁償させなければならない。ただし、特別の事情があると認めるときは、弁償の義務を免除し、又は

ない。

(委任)

第14条 省略

別表 (第10条第1項)

省略

弁償の額を減額することができる。

(委任)

第17条 省略

別表 (第7条、第12条第1項)

省略